

報告第8号

専決処分事項の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和3年11月30日提出

かすみがうら市長 坪井 透

専 決 処 分 書

公用車による事故の損害賠償額の決定及び和解について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和3年10月14日

かすみがうら市長 坪 井 透

公用車による事故の損害賠償額の決定及び和解について

- 1 事故発生日時 令和3年6月7日（月）午前8時58分
- 2 事故発生場所 土浦市神立中央1丁目11番43号地先
- 3 相 手 方（運転者住所） [REDACTED]
（運転者） [REDACTED]
（車の所有者住所） [REDACTED]
（車の所有者） [REDACTED]
- 4 事故の概要 県道を走行していた公用車に、右折しようとした相手方車両が接触した。
- 5 示談内容
 - (1) 過失割合 かすみがうら市10% 相手方90%
 - (2) 損害賠償額 かすみがうら市 53,000円
相手方 420,463円
 - (3) 損害賠償額を受領後は、その余の請求を放棄するとともに、この額以外に相互に何ら権利・義務関係のないことを確認し、今後裁判上・裁判外を問わず一切の異議の申立て、請求及び訴の提起等をしない。